

審査基準

令和 5 年 9 月 1 日作成

法令名：原子力災害対策特別措置法施行令
根拠条項：第8条第2項
処分の概要：緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：青森県知事、青森県公安委員会
法令の定め： 災害対策基本法施行令第33条第1項、災害対策基本法施行規則第6条第1項、第2項
審査基準： 車両の使用者の申出を受けた青森県公安委員会は、当該車両が以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 緊急事態応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 緊急事態応急対策の必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1及び2以外の場合であって、緊急事態応急対策を実施するための車両であること。
標準処理期間：1日
申請先：警察本部（交通規制課）、警察署（交通第二課、交通課）、高速道路交通警察隊又は交通検問所
問合せ先：警察本部交通規制課規制第二係（017-723-4211 内線5174, 5178）
備考：